

補正予算のポイント

令和6年2月
高松市財政課



2月補正（専決処分）の規模

※以下、四捨五入の関係上、各表間の計数、増減率が合わない場合がある。

一般会計補正額（専決処分）は、住民税均等割のみ課税世帯生活支援給付金事業費及び低所得子育て世帯加算給付金事業費の措置により、約11.8億円の増額補正

区分		補正前	補正額 (専決処分)	補正後	(百万円・%)	(百万円)
					当初予算比	債務負担行為 (追加)
一般会計 (A)		182,057	1,178	183,235	108.5	73
特別会計 (B)		119,883		119,883	102.6	
企業 会計 (C)	病院事業	12,247		12,247	99.8	
	下水道事業	21,200		21,200	100.7	
全会計 (A+B+C)		335,386	1,178	336,564	105.5	73

住民税均等割のみ課税世帯生活支援給付金事業費 【健康福祉総務課】

補正額	財源	
825,073千円	国	825,073千円
債務負担行為		
R6	47,768千円	

エネルギー・食料品価格等の物価高騰により、特に家計への影響が大きい住民税均等割のみ課税世帯に対して、1世帯当たり10万円を給付します。

給付対象

基準日（令和5年12月1日）において世帯全員の令和5年度分の住民税所得割が非課税である世帯
 ※住民税均等割が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯及び住民税非課税世帯生活支援給付金の給付対象世帯は除く。

低所得子育て世帯加算給付金事業費 【健康福祉総務課】

補正額	財源	
352,619千円	国	352,619千円
債務負担行為		
R6	25,722千円	

令和5年度における住民税非課税世帯及び均等割のみ課税世帯への給付の加算として、児童1人当たり5万円を給付します。

給付対象

基準日（令和5年12月1日）において、
 ①世帯全員が令和5年度住民税均等割非課税世帯 又は
 ②世帯全員が令和5年度住民税均等割のみ課税世帯 の世帯主
 ※①・②のうち、住民税均等割が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯を除く。

対象児童

原則として、上記の給付対象者の世帯員である18歳以下の子ども（18歳に達する日以降最初の3月31日までの児童）